

岸和田市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	入札説明書	7	3.3.4	予定価格における税率をお示しください。 また、事業期間中に消費税率が変更なった場合のお考えをお示しください。	税率は8%としています。また、事業期間中に税率が変更された場合は、変更後の税率を適用します。
2	入札説明書	7	3.3.4	予定価格2,566,000,000円(税込)は、SPC設立した場合を想定した価格でしょうか。	予定価格の算定根拠は公表しません。 本事業において、SPC設立に関しては事業者の提案として位置づけています。
3	入札説明書	21 (別紙2)	2	最新の図面が無い状況での現地見学会となり、有効な見学とし難かったため、もう一度見学をお願いします。	現地見学会の予定はありません。
4	入札説明書	23 (別紙3)	1	最新の図面を貸与願います。	貸与書類にある図面が市が所有する最新の図面となります。
5	入札説明書	23	1.オ	貸与書類における石綿に関する資料は、これ以外に石綿の存する箇所がない、という理解でよろしいでしょうか。 また調査するとなった場合や処分となった場合は別費用と考えていいでしょうか。	レベル1(建設業労働災害防止協会のレベル区分に基づく。以下同じ。)に関しては調査済みであり、その結果は参考書類「オ.石綿の分析試験報告書」のとおりです。 レベル2及びレベル3に関しては調査は行っていないですが、本事業の対象範囲内には無いと想定しています。 費用に関しては№69の回答を参照してください。
6	要求水準書	1	1.3.1ウ	本事業に携わる協力企業についても岸和田市内の企業を積極的に選定すべしとの考えでいいでしょうか	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	6	1.5.5ア	本事業において整備した空調設備の移設等が必要となる場合が決定されるのはいつでしょうか。	現時点では見込んでいません。
8	要求水準書	8	2.2.2(1)カ 2.2.2(2)カ	同等以上の知識及び経験を有すると認められる者の証明方法はどのようになりますか。 また、設計作図補助業務を行う場合は当該資格を有しない者でも宜しいでしょうか。	知識及び経験が分かる証明書又は実績証明書を提出してください。 補助業務については資格を求めていますませんが、必ず責任者がチェックしてください。
9	要求水準書	9	2.3.2(1)ア	提案書提出前の現地調査は可能でしょうか。	現地見学会の予定はありません。
10	要求水準書	9	2.3.2(2)ア	対象校への説明は直接事業者が行い、貴市の参加は無いと考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて市も参加いたします。
11	要求水準書	9	2.3.2(4)ウ	市の完了確認検査結果は提出後、何日間を予定されていますか。	10日間程度を予定しています。
12	要求水準書	10	3.3.1(1)ア	平成30年9月1日に空調設備供用開始とありますが、9月1日以前の空調機運転予定はありますか。ある場合、予定日を教えてください。	空調設備の供用開始日は事業契約書(案)《SPCを設立する事業者用》第37条、事業契約書(案)《SPCを設立しない事業者用》第37条に記載のとおりとします。

№	資料名	頁	項目	内容	回答
13	要求水準書	11	3.3.1(1)サ	アスベストが発見され、その処理方法・費用に関し貴市との協議が長引き、平成30年8月31日引渡しが遂行できなかった場合、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	№69の回答を参照してください。
14	要求水準書	11	3.3.1(4)ウ	「夏季休業日以外・・・この限りではない。」と記載がありますが、作業量が膨大なため、工期内竣工を目指すためには土日祝日作業、平日作業(学校運営に支障のない範囲)が必須であります。どうかご配慮下さいますようお願い申し上げます。	学校運営に支障がない範囲で作業可能とします。
15	要求水準書	11	3.3.1(4)ウ	作業日・作業時間ですが工期を考えますと夏季休業日以外の土日祝及び平日(支障のきかない時間帯)作業は必ず必要になると思われますので承諾していただけるよう宜しくお願いします。	№14の回答を参照してください。
16	要求水準書	11	3.3.1(4)ウ	多大な工事規模のため、夏季休業日以外についてもできる限り工事实施できる様ご配慮をお願い申し上げます。	№14の回答を参照してください。
17	要求水準書	11	3.3.1(4)	現場作業日、作業時間について 作業量が膨大であるので 授業や行事に支障がなく、学校の了解が得られる範囲で現場作業日を設定していいでしょうか	№14の回答を参照してください。
18	要求水準書	11	3.3.1(4)ウ	「夏季休業日以外・・・この限りではない。」と記載がありますが、作業量が膨大なため、工期内竣工を目指すためには学校運営に支障のない範囲を前提として土日祝日作業、平日作業が必須であります。どうかご配慮下さいますようお願い申し上げます。	№14の回答を参照してください。
19	要求水準書	11	3.3.1(4)	左記項目のウには、3.3.1.(4)ア及びイ以外の作業について、「市及び対象校が承諾した場合は・・・」と記載されて居りますが、工期を考慮しますと全対象校にて承諾頂く事になると思われますが、そのように考えてよろしいですか？	№14の回答を参照してください。
20	要求水準書	12	3.3.1(6)ア,イ	騒音値を測定し、メーカー基準値を満足していることを確認する、とありますが、メーカー基準値とほぼ同じであれば良いと判断してよろしいでしょうか。	メーカー基準値以下の数値としてください。
21	要求水準書	17	5.3.1(1)ア	気候変動により維持管理期間中に平均気温(外気温)の上昇等の影響を受けて、機器の性能未達となる場合はどのような判断となるのでしょうか。	事業者の責でないことが明らかな場合は、性能未達とはなりません。
22	要求水準書	18	5.3.1(3)ウ	「・室内機別の時刻別運転時間」とありますが、この項のみ「時刻別」とあるのはなぜでしょうか。	計測結果の検証・分析に使用します。
23	要求水準書	18	5.3.1(3)ウ	堺地域気象観測所における1時間ごとの外気温度は気象庁HP発表の数値で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	18,32,33	5.3.1(3)	計測を行うのは、すべての対象校及びすべての期間ですか？ また、燃費検証を行うのは代表校の期間合計でよろしいですか？	燃費検証及び計測は全ての対象校とし、計測期間は夏季(6月～9月)、冬季(12月～3月)とします。

No	資料名	頁	項目	内容	回答
25	要求水準書	18,32,33	5.3.1(3)ウ	外気温の測定は堺気象観測所のデータが良いという部分と、対象校別に現地計測との指示部分があります。食い違っていますが、どちらを選択してもよろしいですか。	堺気象観測所のデータを使用することとします。
26	要求水準書	18,32,33	5.3.1(3)	室内機の運転時間は時刻別に計測するのですか？	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	20	7.1ア	「空調設備稼働時は夏季28℃、冬季19℃の室内温度を満足するサービスを提供する」とあります。運用時に設定温度が変更されて能力不足が生じた場合や燃費が悪化した場合は、事業者の責には当たらないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	20	7.1	本事業において既存設備の老朽化を起因とする既存設備の損傷については仮復旧費用も含め別途費用と考えて良いでしょうか	既存設備の活用に伴う損傷等の費用は事業者の負担とします。
29	要求水準書	20	7.1	既存分電盤の空き回路や既存分電盤の容量増設を行い、既存分電盤より配線工事を行っても良いでしょうか。	負荷の余裕が確認出来る場合及び適切な容量増設を行う場合は可とします。
30	要求水準書	20	7.1	電気設備にて動力機器の単相200Vが必要となった場合は既設電灯盤を改造し既設分電盤を利用できると考えていいでしょうか	負荷の余裕が確認出来る場合及び適切な容量増設を行う場合は可とします。
31	要求水準書	20	7.2.1ケ	空調設備の使用量計測について、部屋毎の室内機は複数台でも1点の計測と考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	20	7.2.1サ	外気負荷条件の換気回数について学校環境衛生基準出展とありますが、室容積180m3と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	20	7.2.1セ	屋内線びに樹脂製を使用することは可能でしょうか。	屋内露出配管は、金属製とします。
34	要求水準書	20	7.2.1	キュービクルの増設や分電盤を新設する場合、機器仕様については岸和田市仕様で施工する必要があるでしょうか	必要はありません。
35	要求水準書	20	7.2.1コ	浜幼稚園2階のように対象室に扉がない場合は、扉がついている状態を想定した負荷計算で考えますが宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	20	7.2.2ケ	室外機を保護するカバーについて、既存の室外機がある場合、おおむね既存にあわせた保護カバーと考えていいでしょうか	提案にゆだねます。

№	資料名	頁	項目	内容	回答
37	要求水準書	20	7.2.1ス	露出配管を行う場合、厚鋼電線管の溶融亜鉛メッキ仕様を使用すれば塗装作業を省略できると考えていいでしょうか	厚鋼電線管の溶融亜鉛メッキ仕様(メッキ付着量300g/m ² 程度)を使用するならば、耐食性的には問題ないと考え、省略できるものとします。ただし、塗装を省略可能かどうかは各施設の使用場所の意匠的な問題も含めて現場協議により採用の可否を個別に判断するものとします。
38	要求水準書	20	7.2.1テ	PCB含有物を発見した場合、処分はできませんので学校内指定場所へ残置と考えていいでしょうか。	№71の回答を参照してください。
39	要求水準書	22	7.2.2カ	隣接する住宅等への騒音配慮基準は騒音規制法等における敷地境界線上での規制基準値と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	21	7.2.1コ	要求頂いた室内湿度条件は熱負荷計算用として考え、空調機運転時室内湿度条件はなしと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、快適な室内環境を確保するための室内湿度調整等に関する提案を妨げるものではありません。
41	要求水準書	21,23	7.2.1タ 7.3.1カ	屋外に設置するブルボックスはガルバリウム鋼板製でも宜しいでしょうか。 また、屋外露出配管の仕上げはガルバリウムラッキングでも宜しいでしょうか。	不可とします。
42	要求水準書	21	7.2.1テ	PCB含有調査を行い適正に処分すること、とありますが処分費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	№71の回答を参照してください。
43	要求水準書	22	7.2.2ケ	室外機を保護するためのカバーと周囲フェンスは周囲環境により選択可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	22	7.2.3エ	室内機振れ止めが4面斜め材設置不可能な場合、同様な効果での方法を提案できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	23	7.3.2イ	ドレン管材を保温付塩ビ管とした場合樹脂カバーは不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	23	7.4.2オ	個別リモコンの鍵付きボックス設置は操作禁止設定にて代替できると考えてよろしいでしょうか。	破損防止もかねているため、不可とします。
47	要求水準書	23	7.4.2オ	個別ワイアードリモコンを鍵付きボックスに入れるとありますが、集中コントローラにて個別リモコンの操作禁止機能が付いていれば、不要と考えていいでしょうか。	№46の回答を参照してください。
48	要求水準書	23	7.4.3	キュービクル内の回路を増設するだけの場合や設置後間もないキュービクルの改修を行った場合には協議のうえでキュービクルの塗装を省略していいでしょうか	協議のうえ決定するものとします。

№	資料名	頁	項目	内容	回答
49	要求水準書	23	7.4.3イ	キュービクル外装部分の塗装は改修部のみと考えてよろしいでしょうか。また、増設する場合は対象外と考えて宜しいでしょうか。	改修を行うキュービクルについては連装部も含め、全て塗装することとします。増設する場合はご理解のとおりです。
50	要求水準書	24	7.5ウ	PCB含有分析を行い報告すること、とありますが保管費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	№71の回答を参照してください。
51	要求水準書	28	8.2.1イ	設計業務完了後に提出する設計図の内訳は特記仕様書、敷地案内図、配置図、施工標準図、機器表、系統図、平面図と考えて宜しいでしょうか。	設計図の内訳は表紙、目次、特記仕様書、敷地案内図、配置図、施工標準図、機器表、系統図、平面図、詳細図とします。
52	要求水準書	28	8.2.1イ	市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。とありますが、設計業務期間中と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)《SPCを設立する事業者用》第19条、事業契約書(案)《SPCを設立しない事業者用》第19条に記載のとおりとします。
53	要求水準書	28	8.2.2	空調設備供用開始前提出書類のうち(仮)空調設備の仕様に関する取り決め書とはどのようなものでしょうか。	運転時間・設定温度等、空調設備の使用について取り決めた書類を想定しています。
54	要求水準書	32,33	添付資料1 ①	安全率のうち「冷媒配管長の補正」以外は数値的根拠に乏しいと思いますがどこまで提示が必要でしょうか。	安全率は応募者の提案事項となります。学校の現状、機器選定、維持管理等を踏まえ総合的に判断し提案してください。
55	要求水準書	32,33	添付資料1 ①	安全率の定義の中にある空調設備の経年劣化率はエアコンメーカーの中でも実績値がありません。ご再考いただくか、もしくはデフォルト値をお示し頂けないでしょうか。	№54の回答を参照してください。
56	要求水準書 落札者決定基準	7,32,33	添付資料1 ①	安全率の見込みが評価点(「落札者決定基準」p.7)に直結していますが、「安全率」の定義となっている「学校の現状」は、既設建物の建築仕様が不明、運用が現場の先生方に任されている状況等では事業者は測定不能です。これをどのように評価されるのでしょうか。	№54の回答を参照してください。
57	要求水準書	32,33	添付資料1 ①	全室外機の定格燃費(メーカー基準値)の定義をお示してください。機種ごとのガス消費量(kW)でよろしいのでしょうか。	機器製造メーカーにおいて定められた値(ガス消費量、電気消費量)とします。
58	要求水準書	32,33	添付資料1 ①	対象校別の燃費とは、対象校ごとに全室外機を冷暖房能力に応じて加重平均した合成定格燃費と理解してよろしいですか。	添付資料1は対象校別の基準燃費と実燃費を比較できる資料を求めるものです。数値の設定等の詳細については協議のうえ決定するものとしますが、応募者が提案することも可能です。
59	要求水準書	32,33	添付資料1 ②	外気温は1時間おきに取るよう指示がありますが、1年目の基準燃費・2年目以降の実燃費も1時間おきに結果を出すのでしょうか。	基準燃費、実燃費は半期ごとに算出してください。
60	要求水準書	32,33	添付資料1 ②	外気温のデータを取得した結果は、何に、どのように反映させればよろしいですか。	計測結果の検証・分析に使用するため、半期業務報告書に反映してください。

№	資料名	頁	項目	内容	回答
61	要求水準書	33	添付資料1 ④	基準燃費の見直しを行うに当たりエネルギー消費量及び室内機稼働時間を計測しますが、燃費算出の要素としては外気温の他、室内設定温度や負荷変動に伴う機器ごとの燃料消費効率等も勘案する必要はございませんでしょうか。また、具体的な計算方法はご提示いただけると考えて宜しいでしょうか。	№58の回答を参照してください。
62	要求水準書	32,33	添付資料1 ⑧	基準となる1年目の外気条件や運転時間、使い勝手等が特異年だった場合、それ以降の燃費が基準年を下回ることも考えられます。その場合は性能未達とはせず、緩和配慮はしていただけるのでしょうか。	1年目が特異であった場合は、協議するものとします。
63	要求水準書	32	添付資料1	1年目はモニタリング期間とし基準燃費との比較は行わないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	32,33	添付資料1	添付資料1「基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法」に提示された計算方法は、1年目の運用実績を基準として、以降12年間各年の燃費が1年目を下回っていないことの確認と理解してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	32,33	添付資料1	2年目以降の実燃費⑤が基準燃費④を超えた場合の改善工事は、「改善工事に関する協議を行う」とさせていただけないでしょうか。	添付資料1⑧に記載のとおりとし、改善工事に関する方法等については協議により決定するものとします。
66	要求水準書	32,33	添付資料1	計算ロジック上の数値の細かい設定は、落札後の協議もあると考えてよろしいでしょうか。	№58の回答を参照してください。
67	様式集	様式11-6	学校別 光熱水費 算定表	当該様式は対象校すべてについて提出するのでしょうか。ピーク時最大負荷の想定値を入力するようになっていますが、これは、想定機器の冷暖房能力でしょうか。それとも提案段階で全教室の負荷計算を行って得られた数値ということでしょうか。	対象校すべてについて提出してください。 数値は応募者の提案にゆだねます。 ただし、数値の考え方については様式11-2で補足説明してください。
68	様式集	様式11-6	学校別 光熱水費 算定表	ピーク時最大負荷の設定値がございませんが応募者側で設定しても宜しいでしょうか。また、月別負荷率や各熱源の光熱水費の単価も応募者側にて設定可能でしょうか。	数値は応募者の提案にゆだねます。 光熱水費等の単価については、様式の設定に従ってください。
69	事業契約書(案)		第28条4項	施工時にアスベストが発見された場合、事業者の費用と責任において処分するとありますが、これは市が負うべき費用と責任ではないでしょうか。	事業契約書(案)《SPCを設立する事業者用》第28条第4項を以下のとおり修正します。 4 事業者は、施工業務にあたり、アスベストが存在することが判明した場合、市に報告のうえ、自らの費用と責任において、大気汚染防止法、石綿障害防止規則その他の関係する法令及び条例等に従い施工するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、第1項による他、上記法令を遵守しなければならない。ただし、レベル1又はレベル2(建設業労働災害防止協会のレベル区分に基づく。)の使用が判明した場合は、これに起因して発生する増加費用又は損害については合理的な範囲内で市が負担するものとし、負担方法については協議するものとする。 事業契約書(案)《SPCを設立しない事業者用》第28条第4項を以下のとおり修正します。 4 施工企業は、施工業務にあたり、アスベストが存在することが判明した場合、市に報告のうえ、自らの費用と責任において、大気汚染防止法、石綿障害防止規則その他の関係する法令及び条例等に従い施工するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、第1項による他、上記法令を遵守しなければならない。ただし、レベル1又はレベル2(建設業労働災害防止協会のレベル区分に基づく。)の使用が判明した場合は、これに起因して発生する増加費用又は損害については合理的な範囲内で市が負担するものとし、負担方法については協議するものとする。

No	資料名	頁	項目	内容	回答
70	事業契約書(案)		第28条4項	施工時にアスベストが発見された場合のリスクは、市が負うべきものと考えます。このために生じる費用は市が別途負担し、工期の延長等については、事業者側の責にはあらず認められると考えてよろしいでしょうか。	No69の回答を参照してください。
71	事業契約書(案)		第28条5項	施工時にPCBが発見された場合のリスクは、市が負うべきものではないでしょうか。このために生じる費用と保管等の処分は市が別途負担すると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)《SPCを設立する事業者用》第28条第5項を以下のとおり修正します。 5 事業者は、施工業務にあたり、変圧器等の取替えを行う場合は、PCB含有調査を行い、その結果を報告するとともに、PCB廃棄物に該当する機器等については、市の指示に従い市に引き渡すものとし、PCB廃棄物に該当しない機器等は、適正に処分するものとする。 事業契約書(案)《SPCを設立しない事業者用》第28条第5項を以下のとおり修正します。 5 施工企業は、施工業務にあたり、変圧器等の取替えを行う場合は、PCB含有調査を行い、その結果を報告するとともに、PCB廃棄物に該当する機器等については、市の指示に従い市に引き渡すものとし、PCB廃棄物に該当しない機器等は、適正に処分するものとする。
72	その他			現地見学会において気が付いた事ですが、各対象校に既設の構造物や器物については、今回工事に必要な機器及び部材等の搬出入時等において一時移設する必要があると思われれます。この件について、ご承諾頂けると考えてよろしいですか？	学校運営に支障がない範囲で可能とします。
73	その他			変圧器のPCB回収状況に関する情報を頂きたい。 市の方が“ある”と話をしておりました。	必要に応じて情報提供します。
74	その他			受変電設備の製造年または納入年を教えてください。	現時点で市が把握している情報は提供します。
75	その他			熱負荷計算において、照明負荷と人体負荷も含まれるため、各教室の照明の数と人員数をご教示ください。	熱負荷計算には、1教室41人・照度300lxで試算してください。
76	その他			空調機導入によるデマンド値の増加(契約電力)は評価にどのような影響を与えますか？	現契約電力から増加するデマンド値は評価の対象としていませんが、省エネ機器を導入し、市の負担が少なくなる提案を求めます。
77	その他			予算内であれば、対象エリア以外への空調機の導入は可能でしょうか？	提案は可能です。 ただし、新規設置については対象教室のみとします。
78	その他			現在、LPG供給している学校へガス式空調を導入した場合、LPGの供給については提案と考えてよろしいでしょうか？ また、LPG供給学校への都市ガス供給(空調のみ)も可能と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。